



事務連絡
令和2年4月30日

各 都道府県
保健所設置市
特別区
衛生主管部（局）薬務主管課 御中

厚生労働省医薬・生活衛生局総務課

電話や情報通信機器を用いた服薬指導等の実施に伴う薬局における
薬剤交付支援事業について

電話や情報通信機器による服薬指導等については、「新型コロナウイルス感染症の拡大に際しての電話や情報通信機器を用いた診療等の時限的・特例的な取扱いについて」（令和2年4月10日厚生労働省医政局医事課、医薬・生活衛生局総務課事務連絡。以下「4月10日事務連絡」という。）に従って実施されているところですが、本日成立した令和2年度補正予算において「薬局における薬剤交付支援事業」（以下「支援事業」という。）を下記のとおり実施することとしましたので、御了知の上、貴管下の薬局・関係団体に周知していただくようお願いします。

記

1. 事業実施団体

支援事業の実施団体は都道府県薬剤師会であり、薬局は、所在地の各都道府県薬剤師会が実施する事業において必要な手続等を行うこと。

2. 支援の対象

支援の対象は、以下の事務連絡の取扱いに従って実施された電話や情報通信機器による服薬指導等に伴い発生した患者宅等への薬剤の配送料、薬局の従事者が患者宅等に薬剤を届けた場合の交通費及び人件費であること。

- ・「新型コロナウイルス感染症の軽症者等の宿泊療養マニュアル」の送付について（令和2年4月2日付け厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部事務連絡）
- ・新型コロナウイルス感染症患者在自宅療養を行う場合の患者へのフォローアップ及び自宅療養時の感染管理対策について（令和2年4月2日付け厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部事務連絡）



- ・新型コロナウイルス感染症の拡大に際しての電話や情報通信機器を用いた診療等の時限的・特例的な取扱いについて（令和2年4月10日付け厚生労働省医政局医事課及び厚生労働省医薬・生活衛生局総務課事務連絡。以下「4月10日事務連絡」という。）
- ・歯科診療における新型コロナウイルス感染症の拡大に際しての電話や情報通信機器を用いた診療等の時限的・特例的な取扱いについて（令和2年4月24日付け厚生労働省医政局歯科保健課及び厚生労働省医薬・生活衛生局総務課事務連絡）

3. 事業内容

支援事業においては、以下の事項を実施することとするが、電話や情報通信機器による服薬指導等を実施する薬局においては、今後、各都道府県薬剤師会のホームページ等で示される必要な手続や報告のための様式等に従い申請等を行うこと。

(1) 配送料等の支援

配送料等の支援は、令和2年度薬局における薬剤交付支援事業実施要綱等に基づき実施されるものであること。なお、支援の対象は、処方箋発行日にかかわらず、本日以降に行った薬剤の配送等に係る費用であること。

(2) 電話や情報通信機器による服薬指導等の検証のために必要な情報の報告

本事業において、薬局における電話や情報通信機器による服薬指導等の実施状況を定期的に把握し、4月10日事務連絡の「5. 本事務連絡による対応期間内の検証」に基づき実施される検証のために必要な情報を収集するため、薬局においては、上記

(1)の配送料等の支援の申請時に、請求しないものも含め、電話や情報通信機器による服薬指導を実施した内容について各都道府県薬剤師会に報告すること。なお、報告で用いる様式については、各都道府県薬剤師会において示すこととしているが、別添の様式を想定していること。

(参考) 4月10日事務連絡（抜粋）

5. 本事務連絡による対応期間内の検証

本事務連絡による対応は、新型コロナウイルス感染症が拡大し、医療機関への受診が困難になりつつある状況下に鑑みた時限的な対応であることから、その期間は、感染が収束するまでの間とし、原則として3か月ごとに、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の状況や、本事務連絡による医療機関及び薬局における対応の実用性と実効性確保の観点、医療安全等の観点から改善のために検証を行うこととする。その際、各都道府県においては、各都道府県単位で設置された新型コロナウイルス感染症に係る対策協議会等において、上記1(5)に基づき報告された実施状況も踏まえ、本事務連絡による対応の実績や地域との連携状況についての評価を行うこと。なお、評価に当たっては、医務主管課及び薬務主管課等の関係部署が連携しながら対応すること。

別添

____月分

	県局名	所在地		保険期間（年）	①当該月の応需 処方箋枚数（枚）	②①のうち、電話等により服薬指導を実施した 処方箋枚数（枚）	③②のうち、配達料等の請求を行う処方 箋枚数（枚）
		都道府県	市区町村以降				
基本情報							

1 「当該患者の過去の来局の有無」は、対面によるものか電話等によるものかは問わない。

[illegible]



薬生発0423第2号

令和2年4月23日

都道府県薬剤師会 会長 殿

厚生労働省医薬・生活衛生局長

薬局における薬剤交付支援事業の実施について

標記事業について、別紙「薬局における薬剤交付支援事業実施要綱」のとおり定めることとしたので、御了知の上、事業を円滑に運用されたい。

別 紙

薬局における薬剤交付支援事業実施要綱

第1 目的

薬局における薬剤交付支援事業実施要綱（以下「本事業」という。）は、薬局において、電話や情報通信機器による服薬指導等（以下「電話等による服薬指導等」という。）を実施した後、薬局から患者宅等に薬剤を配送する場合の配送料等を支援することにより、新型コロナウイルス感染症のさらなる拡大防止や患者・医療従事者の感染リスクを避けることを目的とする。

第2 事業実施者

本事業の実施者は、都道府県薬剤師会とする。

第3 事業内容

1 実施すべき事業について

(1) 事業の内容

「新型コロナウイルス感染症の軽症者等の宿泊療養マニュアル」の送付について」（令和2年4月2日付け厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部事務連絡）、「新型コロナウイルス感染症患者在自宅療養を行う場合の患者へのフォローアップ及び自宅療養時の感染管理対策について」（令和2年4月2日厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部事務連絡）（以下「4月2日事務連絡」という。）、「新型コロナウイルス感染症の拡大に際しての電話や情報通信機器を用いた診療等の時限的・特例的な取扱いについて」（令和2年4月10日付け厚生労働省医政局医事課及び厚生労働省医薬・生活衛生局総務課事務連絡）（以下「4月10日事務連絡」という。）等に従い、薬局において、電話等による服薬指導等を実施し、調剤した薬剤を患者宅等へ配送した場合又は薬局の従事者が患者宅等に届けた場合の配送料等に係る費用を支払う。

なお、事業の実施に当たっては、事業実施者においては、厚生労働省の求めに応じて、薬局の協力のもと、4月10日事務連絡の「5. 本事務連絡による対応期間内の検証」等における検証に用いることができるよう、電話

等による服薬指導等及び薬剤の配送等の実施状況の把握も行うこと。

① 補助対象

事業実施者の所在する都道府県内の薬局において、4月2日事務連絡、4月10日事務連絡等に基づき調剤及び電話等による服薬指導等を行い、患者宅等に薬剤を配送又は薬局の従事者が患者宅等に薬剤を届けた場合の以下の費用を補助する。

- ・患者宅等へ薬剤を配送した場合の配送料

- ・薬局の従事者が患者宅等に薬剤を届けた場合の交通費及び人件費

また、事業実施者において、上記内容に関する薬局からの申請の受付や申請内容の集計、費用の支払い等を行うために必要な経費を補助する。必要な経費は、薬局における薬剤交付支援事業交付要綱（以下「交付要綱」という。）で定める。

② 補助額

補助額は以下の額を上限とする。

- ・処方箋の備考欄に「CoV 自宅」又は「CoV 宿泊」と記載されている場合

薬剤の配送に要した費用の全額。

- ・処方箋の備考欄に「0410 対応」と記載されている場合

薬剤の配送に要した費用のうち、100円を差し引いた額。

※上記の「薬剤の配送に要した費用」は、配送業者を利用した場合は、配送費、薬局の従事者が患者宅等に届けた場合は交通費等の実費額とする。

(2) 本事業の報告書の作成及び実施成果等

本事業の実施後、事業の内容、成果を含んだ最終報告書（任意様式）を作成すること。

2 留意事項について

本事業の実施者は、以下の点に留意して事業を行うこと。

(1) 本事業は、都道府県内の薬局が広く支援を受けられるよう配慮して実施すること。

(2) 本事業の実施期間中、厚生労働省医薬・生活衛生局総務課の求めに応じて、事業の進捗状況等を報告すること。また、事業の実施状況に関して厚生労働省が確認を行う場合があるため、その際には協力すること。

第4 その他の事務手続について

1 薬局における薬剤交付支援事業交付要綱（以下「交付要綱」という。）で定める事業計画書を提出すること。

2 上記第3 1 (2) で作成した報告書については、交付要綱で定める実績報告書に添付すること。

3 本事業の実施に際し、疑義が生じた場合には、厚生労働省医薬・生活衛生局総務課と相談すること。

第5 実施期間

本事業の実施開始日は予算成立日とし、事業終了予定期日は、当該年度の3月31日とする。

第6 経費負担等

国は予算の範囲内で、交付要綱により交付するものとする。

第7 適用時期

この要綱は、令和2年4月23日より適用する。